

2013 年度

研究振興助成事業
実施・応募要領

公益財団法人 家計経済研究所

I. 助成事業の目的

本事業は、公益財団法人家計経済研究所の定款第4条第4号に基づき、家計経済関連の研究者への援助を通じて、当該研究の振興に資することを目的とする。

II. 助成対象

家計・家族・生活に関わる研究全般で、公益財団法人家計経済研究所（以下、当研究所という）の目的に適うものを対象とする。ただし、パソコン（本体）等備品類については助成の対象外とする。

III. 研究助振興成審査委員会

本事業の運営に資するため、当研究所外の学識経験者で構成する研究振興助成審査委員会（以下、審査委員会という）を設置する。

IV. 助成事業の内容

1. 出願資格

原則として、V. 2. に定める出願締切日時時点で下記の①または②の条件を満たす者。

- ① 大学（短大を含む）において家計経済関連の研究に従事する者で、次のいずれかに該当する者。ただし、教授・准教授・助教授は除く。
 - (1) 40歳未満の専任教員（助手・助教・専任講師またはそれに準じる身分）
 - (2) 45歳未満の非常勤の研究者または大学院生（大学院研究生を含む）
- ② 研究機関において家計経済関連の研究に従事する40歳未満の研究者（管理的立場にある者は除く）。

[備考1] グループでの出願も認められるが、その場合は構成員の全員が上記の①または②の条件を満たす者でなければならない。

[備考2] 専任ないし常勤職の身分を有している場合は、非常勤ないし大学院生の身分をあわせて有していたとしても、上記の①(1)または②の条件を満たさなければならない。

[備考3] 営利を目的とする研究、すでに完了している研究、および大学・短大以外の研究機関での本来業務としての研究は、助成の対象とはしない。

[備考4] 2013年4月1日時点で、所属や身分が出願時点と異なり、本助成事業の趣旨にそぐわなくなった場合は、助成を取り消すことがある。

2. 助成方法

研究助成金の支給。支給時期は2013年4月の予定。

3. 助成額

助成額は、研究の内容や規模に応じ、1件あたり100万円を上限とする。研究の性質上、比較的少額で足りる内容の研究計画も充分考慮される。なお助成額は、申請額より減額されることがある。

V. 出願手続き

1. 出願書類

出願者は、下記の書類を2.に定めた送付先に締切日までに提出する。

- ① 「研究助成申請書」(書類1)
- ② 「研究計画説明書」(書類2-1~2-6) 研究期間は2013年4月1日から1年間とする。
- ③ 「履歴書」(書類3) グループでの出願の場合は、構成員全員分を提出すること。

2. 出願書類の送付先および出願締切日

〒102-0073 東京都千代田九段北2丁目3番7号 前川九段ビル3階
公益財団法人 家計経済研究所 研究振興助成事業事務局

2012年11月26日(月)必着

(書留による郵送または宅配便に限る。持参による提出は認めない。)

VI. 選考および通知

選考にあたっては、審査委員会の審査を経るものとする。必要に応じて、参考となる資料の提出や照会などを行うことがある。助成内定の通知は、2013年3月を予定している。

VII. 研究成果等の報告

助成金受給者は、下記の書類をそれぞれ定められた期限までに当研究所の研究振興助成事業事務局(以下、事務局)に提出しなければならない。期限までに提出されない場合は、助成を取り消し、助成金の返還を求めることがある。

- ① 「進捗状況報告」(書類4-1~4-2)
- ② 「研究終了報告」(書類5)
- ③ 研究に基づいた論文3部とその要旨
論文は、日本語で書かれた未発表・未投稿のものとする。論文は、図表(1点200字換算)を含めて13,500字程度にまとめること。また、この論文のタイトルは、原則として研究題目と同一にすること。提出された論文は、審査の上、当研究所の機関誌『季刊 家計経済研究』に掲載することがある。
要旨は②「研究終了報告」(書類5)と同一の内容とし、字数は400字以内とする。
- ④ 研究に基づいた論文およびその要旨(③)の電子ファイル(提出方法は別途指示する)。
- ⑤ 研究計画に調査(アンケート、インタビュー等)を含む場合は、実施した調査結果

をまとめた資料3部。

提出期限は、①については2013年9月30日(月)(必着)、②～⑤については2014年3月31日(月)(必着)とする。①および②の書類は、選考終了後に該当者に別途送付する。

提出物①～⑤は、内容が不十分と判断された場合、再提出を求めることがある。

VIII. 留意事項

出願に際しては、下記事項を了承したものとみなすので、留意すること。

1. 原則として、助成を受けた研究の最も主要な成果は、VII. ③の「研究に基づいた論文」としてまとめ、当研究所の機関誌『季刊 家計経済研究』での発表を優先すること。
2. 他誌あるいは学会等で本助成に基づく研究の成果を発表する場合、以下の諸点を遵守すること。
 - (1) 当研究所に研究終了報告を提出する前に成果を発表する場合は、かならず事前に事務局に届け出て、許可を得ること。
 - (2) 発表した論文や発表資料などに、当研究所の助成による成果である旨を明示すること。
 - (3) 原則として、成果の著者(または報告者)は、本助成を受けている者のみとすること。
 - (4) 発表した論文の抜刷や発表資料・要旨等を、事務局まで送付すること。
 - (5) 上記(2)～(4)については、助成期間終了後の他誌への投稿あるいは学会等での報告についても遵守すること。
3. 助成期間中に所属や身分の変更があった場合は、すみやかに事務局に届け出ること。
4. 研究計画・方法などを変更する場合は、すみやかに事務局に届け出て、指示もしくは承認を受けること。
5. 助成金受給者が、この要領に定められた諸規定を遵守しない場合、また不正等があった場合や、研究の継続が困難ないし不可能と認められた場合等においては、助成を取り消し、助成金の返還を求めることがある。
6. 申請書類等は返却しない。また、助成の採否の理由に関する問い合わせには応じない。

IX. 問い合わせ先

〒102-0073 東京都千代田区九段北2丁目3番7号 前川九段ビル3階
公益財団法人 家計経済研究所 研究振興助成事業事務局
電話 03-3221-7291 FAX 03-3221-7255 e-mail josei@kakeiken.or.jp